

令和 8（2026）年 7 月 27 日【月】

於 栃木県 公館 大会議室

第 192 回 栃木県都市計画審議会

会 議 録

1. 開催日 令和 8（2026）年 7 月 27 日（月）

2. 開催場所 栃木県公館 大会議室

3. 出席委員 14 名

金原 委員、渡邊 委員、長田 委員、佐藤 委員、藤田 委員、
福田 委員、市原 委員、青木 委員、藤田 委員(代)、
橋本 委員(代)、菅家 委員(代)、杉本 委員(代)、
山形 委員、木村 委員

※(代)は代理出席であり、2号委員（関係行政機関の職員）については栃木県都市
計画審議会規程により代理出席が認められております。

午後 1 時 30 分 開会

○事務局 開会に先立ち、資料の確認をさせていただきます。

委員の皆様のお手元に、「次第」、「栃木県都市計画審議会条例・規程」、「委員名簿」、黄色の表紙の「議案書」、ピンク色の表紙の「参考資料」、「卓上マイク使用方法」をお配りしております。不足等がございましたら事務局までお知らせください。

また、資料につきましては、進行に合わせて説明箇所をタブレットに表示いたしますので、参考として御覧ください。

続きまして、マイクの操作方法について御説明いたします。発言をする際には、マイク本体のボタンを押してください。本体上部のランプが赤く点灯しますので、発言が可能になります。発言が終了しましたら、再度ボタンを押して、スイッチをお切りください。

次に、報道関係の皆様をお願いいたします。円滑に審議を進めるため、撮影は議事に入る前までとさせていただきます。御協力をお願いいたします。

○事務局 ただいまから、第 192 回栃木県都市計画審議会を開会いたします。本日の進行を務めさせていただきます、栃木県県土整備部都市政策課の大屋と申します。よろしくお願いいたします。

はじめに、委員に異動がございましたので、名簿にて御紹介いたします。1 号委員に足利大学教授 渡邊美樹様が任命されております。

○渡邊委員 よろしくをお願いいたします。

○事務局 同じく宇都宮大学准教授 長田哲平様が任命されております。

○長田委員 よろしくをお願いいたします。

○事務局 同じく弁護士 藤田明子様が任命されております。

○藤田委員 よろしくをお願いいたします。

○事務局 同じく建築士 福田宏子様が任命されております。

○福田委員 よろしくをお願いいたします。

○事務局 3 号委員に小山市長 浅野正富様が任命されております。本日は所用により御欠席です。4 号委員に栃木県議会議員 山形修二様が任命されております。5 号委員に那須烏山市議会議員 相馬正典様が任命されております。本日は所用により御欠席です。新たに委員となられた方は以上でございます。

開会にあたりまして、県を代表して横尾県土整備部長から御挨拶申し上げます。

○横尾県土整備部長 県土整備部長の横尾でございます。第 192 回都市計画審議会の開催にあたり、御挨拶を申し上げます。

委員の皆様におかれましては、御多用のところ本審議会に御出席いただき、誠にありがとうございます。また、日頃から本県の都市計画行政の推進に御支援、御協力を賜り深く感謝申し上げます。

さて、本県におきましては、とちぎの都市ビジョンに基づき、3月に「栃木県都市計画区域マスタープラン」を策定したところでございます。本計画は、栃木県において、都市づくりの基本的な構想を示すものであり、人口減少や少子高齢化など、社会構成の変化を踏まえながら持続可能な都市構想の構築を目指すものでございます。

現在は、市町においても本計画を踏まえ、都市計画マスタープランの見直しや立地適正化計画の策定が進められており、それぞれの地域特性を生かした、持続可能で魅力あるまちづくりに向けた取組が着実に展開されているところでございます。

引き続き、本県の都市づくりの推進にあたりましては、関係市町をはじめ、皆様のご理解とご協力が不可欠でございますので、今後とも一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

本日は、審議事項として、3件の審議を予定しております。委員の皆様におかれましては、それぞれのお立場から、忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げ、挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

○事務局 本日の出席者でございますが、委員20名のうち、14名に御出席いただいております、栃木県都市計画審議会条例第5条に定める定足数に達しておりますことを御報告いたします。

それでは議事に移らせていただきます。

1号委員の任期が昨年度末をもって満了し改選が行われましたので、現時点では会長及び会長職務代理者は不在になっております。会長が選出されるまでの間の進行につきましては、事務局において務めさせていただきます。

それでは、議事の「(1) 会長の選任について」でございます。

これより会長の選出を行いたいと思いますので、お手元の栃木県都市計画審議会条例及び委員名簿をご覧くださいと思います。会長につきましては、条例第4条第1項の規定により1号委員のうちから委員の選挙によって定めることになっております。これにつきまして、いかが取り計らえばよろしいでしょうか。

○青木委員 委員の青木です。都市計画審議会の会長という役職は、都市計画に関して幅広い知識を有する方が最適であるという考えから言いますと、宇都宮大学の教授として都市計画に関し豊富な実績と高い見識をお持ちであり、また、この審議会の会長職務代理者を務めておられた佐藤委員が最適任者であると考えております。したがって、私は佐藤委員を会長に推薦させていただきます。

○事務局 ただいま、青木委員から、会長には佐藤委員を、との御推薦がありましたが、他に御意見等はございませんでしょうか。

(「意見なし」の声)

○事務局 佐藤委員を会長に選任することについて御異議はありませんでしょうか。

(「意義なし」の声)

○事務局 それでは、佐藤会長から会長就任の御挨拶をいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○佐藤会長 改めまして、宇都宮大学の佐藤でございます。ただいま委員の皆様から御推薦をいただき、会長という重責を担わせていただくこととなりました。どうぞよろしくお願いいたします。

先ほど、横尾県土整備部長からの御挨拶にもございましたとおり、県においては、本年３月に策定された「栃木県都市計画区域マスタープラン」に基づき、災害に強く、持続可能で、誰もが暮らしやすい都市構造の構築を目指しているところでございます。

また、各市町におきましても、それぞれの地域特性を生かしながら、都市計画マスタープランや立地適正化計画等に基づき、持続可能で魅力あるまちづくりに向けた取組が進められているものと承知しております。都市計画は、将来の地域の姿を見据え、土地利用、都市施設、市街地整備などを総合的に調整していく大変重要な役割を担っております。本審議会におきましても、こうした県や市町の取組が、より良い都市づくりにつながるよう、委員の皆様それぞれの専門的なお立場から御意見をいただきながら、適切かつ円滑な審議に努めてまいりたいと考えております。

結びに、本日の審議会をはじめ、今後の議事運営に当たりまして、委員の皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、会長就任に当たっての挨拶とさせていただきます。

○事務局 ありがとうございます。続きまして、栃木県都市計画審議会条例第４条第３項の規定により、会長が会長職務代理者を指名することとなっておりますので、佐藤会長から、どなたかを御指名いただきたいと思います。

○佐藤会長 それでは、規定で会長が指名するということでございますので、私から指名させていただきます。会長職務代理者としては、長田委員にお願いしたいと思います。長田委員は、御専門が都市計画・交通計画であり、栃木県都市計画区域マスタープラン専門委員のほか、県と市町の都市計画に多く携わっており、経験も豊富であると考えております。長田委員いかがでしょうか。

○長田委員 承知致しました。

○事務局 ありがとうございます。それでは、長田委員には会長職務代理者就任の御挨拶をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○長田委員 改めまして、宇都宮大学の長田でございます。会長職務代理者を努めて参ります。よろしくお願いいたします。

○事務局 ありがとうございます。

無事、会長及び会長職務代理者が決定いたしました。

それでは、ここからの議事の進行は、栃木県都市計画審議会条例第４条第２項により、佐藤会長に議長を務めていただきます。佐藤会長よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤会長） それでは、議事を進めさせていただきます。まず、議事録署名委員ですが、議席番号1番の金原委員と2番の渡邊委員を御指名させていただきます。よろしくお願いします。

次に議事の「(2) 審議事項について」でございます。本日の案件としましては、次第にございますように、付議案件が3件ございます。事務局には簡潔な説明をお願いしますとともに、委員の皆さまには円滑な議事の進行に御協力をお願いいたします。

また、審議会は、栃木県都市計画審議会規程第12条の規定におきまして、栃木県情報公開条例第7条に定めております、個人の権利利益を害する恐れがある事項などを審議する場合や、公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる場合を除き、原則として公開となっております

それでは、第1号議案から審議することといたしますが、第2号議案、第3号議案についても、関連した内容となりますので、一括して説明を求めたいと思います。幹事から説明をお願いします。

○幹事（栃木県都市政策課長） 都市政策課長の本間です。

まず、お手元の黄色の冊子「議案書」を御用意ください。

表紙をめくりますと、1ページには議案一覧表があります。本日の議案は3件で、いずれも都市計画道路の変更に関するものです。2ページをお開きください。第1号議案「那須塩原都市計画道路の変更について」、栃木県知事から本審議会への付議書となります。3ページをお開きください。第1号議案「3・3・2号黒磯那須北線」の概要です。左から、道路種別、路線番号、路線名、起点、終点、主な経過地、延長、構造形式、車線数、幅員、交差数について、変更後の内容が記載されています。4ページをお開きください。第1号議案「3・3・2号黒磯那須北線」の位置図となります。同様に、5ページから7ページは第2号議案「3・3・9号産業通り」について、8ページから10ページは第3号議案「3・3・3号野崎こ線橋通り」についての記載となりますので、御確認いただければと思います。

それでは、各議案の変更内容について、詳しく御説明しますので、ピンク色の冊子「参考資料」を御用意ください。

表紙をめくっていただき、1ページをお開きください。全体位置図となります。黒い実線では東北自動車道や国道を、白黒破線ではJR東北本線を表しており、上から黒磯、那須塩原、西那須野、野崎の各駅があり、全体的な位置関係を御確認いただけるかと思います。赤い実線は、今回変更する3つの路線で、赤丸が起点、赤三角は終点を表しており、上から第1号議案「3・3・2号黒磯那須北線」、第2号議案「3・3・9号産業通り」、第3号議案「3・3・3号野崎こ線橋通り」となっています。

御覧のとおり、この3つの都市計画道路が一連となって総延長約23kmの広域道路ネットワークを構成している事がお分かりいただけるかと思います。

それでは、各路線の変更内容について御説明します。本来であれば、各議案、各路線ごとに御説明したうえで、御審議いただくところではありますが、各路線が一連で繋がっていること、また、変更内容も似たようなものであることから、3議案、3路線について、まとめて御説明します。

2ページをお開きください。第1号議案「3・3・2号黒磯那須北線」です。赤い実線で表したこの路線は、那須塩原市黒磯を起点とし同市上中野に至る延長約8,610mの幹線街路で、昭和48年3月に都市計画決定されました。今回は、このうちの中央部付近の青い点線で囲んだA区間約2,600mについて、道路線形及び道路幅員を変更するものです。

3ページをお開きください。左側の平面図はA区間を拡大したものです。黄色の線が現在の計画、赤色の線が変更計画案を示しています。平面図の中央付近において、現計画では、ややカーブがきついため、地元の方々に説明をした上で道路線形を西側へ約60m移動させ、より緩やかなカーブに見直すことで、安全性の向上を図るものです。この道路線形の変更により、A区間の延長が約2,600mから約2,550mに短縮され、全体延長も約8,610mから約8,560mに変更となります。なお、起点、終点、車線数の変更はありません。

次に、道路幅員の変更について御説明いたします。右下の横断図を御覧ください。上から、一般部での全体幅員を25mから22.75m、交差点部では28mから25mに変更するものです。変更となる部分を黄色と赤で着色しています。具体的には、現行の道路構造令や県の基準に基づき、両側の歩道を4mから2.5mに縮小し、中央帯を1.0mから1.75mへ拡幅するものです。なお、自転車は路肩を走行させることで歩行者と自転車の通行の分離を図ります。第1号議案の説明は以上となります。

4ページをお開きください。第2号議案「3・3・9号産業通り」です。赤線で示したこの路線は、那須塩原市東遅沢を起点とし同市下大貫に至る延長約9,330mの幹線街路で、昭和48年12月に都市計画決定されました。今回は、このうちの南側約半分、青い点線で囲んだB区間約3,900mについて、道路幅員を変更するものです。

5ページをお開きください。左側の平面図はB区間を拡大したものです。道路線形の変更はありません。図面の縮尺の関係で、黄色と赤が重なってしまい、見えにくいかもしれませんが、御容赦ください。右側の横断図をご覧ください。先ほどの1号議案と同様に、現行の道路構造令や県の基準に基づき、両側の歩道を4mから2.5mに縮小し、中央帯を1.0mから1.75mへ拡幅し、一般部での全体幅員を25mから22.75mに変更するものです。この変更による、延長、起点、終点、車線数の変更はありません。第2号議案の説明は以上となります。

6ページをお開きください。第3号議案「3・3・3号野崎こ線橋通り」です。赤線で示したこの路線は、那須塩原市一区町の国道461号との交差部を起点とし、野崎工業

団地を北上し、野崎第2工業団地を過ぎたところで直角に西へ曲がり、県道関谷上石上線に接続する部分を終点とする、延長約5,130mの幹線街路で、昭和42年9月に都市計画決定されました。今回は、このうちの北側の直角に曲がった部分から終点部にかけての、青い点線で囲んだC区間約670mについて、都市計画道路の一部廃止及び道路幅員を変更するものです。

7ページをお開きください。左側の平面図はC区間を拡大したものです。現在の「3・3・3号野崎こ線橋通り」を赤と黄色で着色してあります。この路線は、昭和42年に野崎地区の工業団地造成計画に合わせて都市計画決定されたものと思われます。直角カーブの先、北側には、赤い斜め線で表した路線がありますが、こちらは先ほど第2号議案として御説明しました都市計画道路「3・3・9号産業通り」です。昭和42年当時、この路線の計画はありませんでしたので、その対応として、野崎第2工業団地を過ぎたところから西に直角に曲げ、県道関谷上石上線と交差させたところを終点としたと思われます。今般、直角カーブの北側路線について整備の目処がたったことから、黄色で着色した部分約330mの区間を廃止し、終点の位置を変更するものです。また、図面右側には道路幅員の変更案を記載しています。先ほどの1号議案、2号議案と同様に、現行の道路構造令や県の基準に基づき、両側の歩道を4mから2.5mに縮小し、中央帯を1.0mから1.75mへ拡幅し、一般部での全体幅員を25mから22.75mに変更するものです。この変更による、起点、車線数の変更はありません。

第1号議案、第2号議案、第3号議案の変更案につきまして、都市計画法第17条に基づき、令和8年5月12日から5月26日までの2週間、公衆の縦覧に供しましたが、意見書の提出はありませんでした。また、本件につきましては、関係市である大田原市及び那須塩原市に意見を聴取しましたところ、大田原市からは令和8年6月5日付け、那須塩原市からは令和8年7月1日付けで異存のない旨の回答を得ております。説明は以上です。御審議の程よろしく申し上げます。

○議長 ただいまの説明を踏まえまして、委員の皆様には御審議をお願いいたします。御質問、御意見がございましたらお願いいたします。

○木村委員 今回説明いただいた路線について、いずれも計画幅員が25mから22.75mに変更されるとのことですが、その理由について改めて説明をお願いいたします。

○幹事（栃木県都市政策課長） こちらの都市計画道路につきましては、もともと昭和40年代に幅員を決定したものでございます。当時の設計基準に基づき全体幅員を決定しておりましたが、その後、道路構造令などの設計基準が改正されております。現在の基準に基づいて幅員構成を見直した結果、このような計画となったものでございます。当時は幅員4mの歩道を計画し、歩道内で歩行者と自転車とが共存する考え方でありましたが、現在は歩行者と自転車の通行空間を分離する考え方となっております。そのため、自転車は路肩を利用する構造としております。

○木村委員 幅員が狭くなることについては、十分な説明が必要だと思いますので確認させていただきました。以上です。

○議長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

それでは、私から1点確認させていただきます。道路構造の見直しにより歩道幅員が縮小されるとのことですが、歩行者の安全性についてはどのように考えているのでしょうか。

○幹事（栃木県都市政策課長） 従来の計画では、幅員4mの歩道内で歩行者と自転車が混在する形となっておりましたが、今回の計画では両者を分離することにより、歩行者の安全性は十分確保できるものと考えております。

また、歩道と車道の間には縁石を設置し、歩行者と車両を分離する構造となっており、安全性は確保されるものと考えております。

○議長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

○長田委員 2点ございます。まず、第1号議案及び第2号議案に関連して、3・3・2号黒磯那須北線について、変更区間前後の整備状況を確認させてください。もう1点は、第3号議案の野崎こ線橋通りについてです。都市計画道路の一部廃止とのことですが、これまでの土地利用制限や地元への説明状況について教えていただければと思います。

○幹事（栃木県都市政策課長） まず、3・3・2号黒磯那須北線につきましては、今回変更となるA区間約2,800mの北側及び南側については、既に4車線で整備が完了している区間、あるいは現在4車線化事業を実施中の区間となっております。ただし、起点部付近の約900m区間については未整備となっております。次に、第3号議案の都市計画道路の一部廃止についてですが、当該区間は昭和40年代から都市計画道路として位置付けられており、長年にわたり一定の土地利用制限がかかっておりました。

このため、令和6年10月及び令和7年10月に地元説明会を開催し、内容について説明を行っております。現在のところ、廃止に対する大きな反対意見はございません。

一方で、都市計画案の作成過程において、「地元への丁寧な説明が必要であること」や、「地域の利便性を考えると何らかの道路整備計画を残すべきではないか」といった意見もいただいております。今後は、大田原土木事務所による用地測量や用地交渉などの機会を通じて、地元の方々への説明を継続してまいります。また、今後の道路整備計画については、大田原市において検討していくとの回答を得ております。

なお、意見を提出された方には個別に説明を行い、御理解をいただいております。

○長田委員 ありがとうございます。

○議長 ほかにございますか。

○渡邊委員 先ほどの説明で、変更区間の前後については事業中又は未整備とのことでしたが、今回の都市計画変更後の事業化の見通しや整備時期についてお伺いします。

○幹事（栃木県都市政策課長） 今回変更を行う3路線3箇所が整備された場合、全長

約 23km の広域道路ネットワークについては、概ね整備が完了することとなります。なお、最後に残る未整備区間は、3・3・2 号黒磯那須北線の起点部付近約 900m 区間となります。整備時期につきましては、今後、用地測量や用地交渉、用地買収等を進める段階であるため、現時点で具体的な完成時期を申し上げることは困難でございます。

○渡邊委員 ありがとうございました。

○議長 ほかに御質問、御意見はございませんか。

(「なし」の声)

○議長 それでは、御質問、御意見がないようですので採決に移ります。第 1 号議案、第 2 号議案及び第 3 号議案を原案どおり議決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 御異議なしと認め、第 1 号議案、第 2 号議案及び第 3 号議案については、原案どおり議決いたします。

以上をもちまして、本日の議事を終了いたします。委員の皆様には御審議いただき、ありがとうございました。

それでは、進行を事務局にお返しいたします。

○事務局 委員の皆様、長時間にわたって、ご審議ありがとうございました。

最後に事務局からご連絡させていただきます。次回の都市計画審議会でございますが、10 月 14 日水曜日の午後の開催を予定しております。場所は本日と同じここ公館大会議室でございます。後日改めまして開催案内を送付させていただきますのでよろしくお願いいたします。また、本日の配布資料でございますが、御不用の場合、机の上に置いていただいたままで結構でございます。よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、本日の審議会を閉会いたします。本日はありがとうございました。

午後 2 時 10 分 閉会